



毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 169 号

2022 年の確定拠出年金は

どう変わる？

確定拠出年金制度は、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、また、中小企業を含むより多くの企業や個人が制度を活用できるよう、制度の見直しが行われました。2022 年度に施行される改正内容は次のとおりです。

◆4月施行—受給開始時期の上限が75歳に延長

2022 年4月から企業型 DC と iDeCo の老齢給付金の受給開始時期を 60 歳(加入者資格喪失後)から 75 歳までの間で、ご自身で選択することができます。

◆5月施行—企業型 DC の加入可能年齢の拡大

現在、企業型 DC に加入することができるのは 65 歳未満の方ですが、2022 年5月から 70 歳未満の方まで拡大されます。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。

◆5月施行—iDeCo の加入可能年齢の拡大

現在、iDeCo に加入できるのは 60 歳未満の公的年金の被保険者ですが、2022 年5月から 65 歳未満に拡大されます。

◆10月施行—企業型 DC 加入者が iDeCo に加入しやすくなる

現在、企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入するには、各企業の労使の合意が必要ですが、2022 年 10 月から原則加入できるようになります。

ただし、企業型 DC の事業主掛金と iDeCo の掛金、これらの合計額がそれぞれ以下のとおりであることが必要です。また、企業型 DC において加入者掛金を拠出(マッチング拠出)している場合などには、iDeCo に加入できません。

【企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入する場合】

・企業型 DC の事業主掛金(①)→55,000 円以内

・iDeCo の掛金(②)→20,000 円以内

・①+②→55,000 円以内

【企業型 DC と確定給付型(DB、厚生年金基金など)に加入している方が iDeCo に加入する場合】

・企業型 DC の事業主掛金(①)→27,500 円以内

・iDeCo の掛金(②)→12,000 円以内

・①+②→27,500 円以内

◆ 企業型 DC または iDeCo の老齢給付金を受給された方は、改正により企業型 DC または iDeCo の加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入することはできません。また、公的年金を 65 歳前に繰上げ請求された方は、改正により iDeCo の加入要件を満たした場合であっても、iDeCo に加入することはできません。